

出生届にともなう手続き



お誕生おめでとうございます。
 出生届のほかに、赤ちゃんのための手続きが必要です。
 なるべく早めに手続きしましょう。
 なお、詳細についてはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

届出窓口は ㊦…市役所、㊧…サービスセンター、㊨…各公民館（織姫、助戸を除く） 足利市外局番 ☎ 0284

手続きの種類	内 容 等	手続きに必要なもの	届出窓口・問合せ先
出生届	生まれた日を含めて14日以内に届出してください。 戸籍と住民票に記載されます。	○出生届(産院等で出生証明がしてあるもの) ○母子健康手帳 ※出生届とあわせて「お誕生連絡票」をご提出ください。	㊦ 窓口9~12番 市民課 TEL20-2144
個人番号通知書	お生まれになったお子様の個人番号(マイナンバー)は、出生届を提出されると新たに付番され、後日、個人番号通知書が郵送されます。 マイナンバーカードをご希望の方は、個人番号通知書と一緒に送付される交付申請書をご利用ください。		
母子健康手帳証明	出生届の際に受けられなかった場合は、後日必ず受けてください。 <u>この用紙もお持ちください。</u>	○母子健康手帳 氏名.....男:女 出生場所..... 生年月日.....年 月 日 届出日.....年 月 日	㊦ 窓口14番 保険年金課 TEL20-2147
国民健康保険	国民健康保険に加入する手続きです。保険証を交付します。 社会保険の被扶養者となる場合は勤務先にお問い合わせください。	○届出人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)	
国民健康保険	国保の被保険者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。他の健康保険から給付を受ける場合には支給できません。 <u>直接支払制度を利用される場合は、窓口での手続きは必要ありませんが、この制度を利用されない方や差額を受給される方は窓口で手続きが必要になります。</u>	○出産した方の国民健康保険証 ○世帯主の普通預金通帳 ○出産費を支払った領収書 ○出産費用の明細書(差額を受給する場合) ○来庁される方の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など) ※海外で出産された方は、保険年金課へお問い合わせください。	㊦ 窓口15番 保険年金課 TEL20-2148
国民年金	(産前産後期間の保険料免除) 出産日の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。 ※多胎妊娠の場合は、出産日の3ヵ月前から6ヵ月間	○母子健康手帳など(出産日の確認できるもの)	
子ども医療費助成	18歳到達後最初の3月31日までの医療費の一部を助成する制度です。 資格証を交付します。	○健康保険証 国保(子どもの名前が記載されたもの) 社保(扶養予定の被保険者の方のもの) ○保護者の普通預金通帳	㊦ 本庁舎2F 窓口26番 子ども家庭政策課 TEL20-2149
児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童(中学校3学年修了前の児童)を養育している方に支給されます。 生まれた日の翌日から15日以内に届出してください。 <u>書類が揃ってなくても届出してください。さかのぼっての支給はできませんので、忘れずに住所地で手続きしてください。</u>	<初めてのお子様の場合> ○生計維持者(請求者)の普通預金通帳 ○生計維持者(請求者)の健康保険証	

□保育所(園)・認定子ども園の入園は、入園を希望する年度の前年度9月頃受付けます。ご相談はお早目をお願いします。…本庁舎2F 保育課(窓口27番) TEL20-2138

□市営住宅入居者の手続きは…織物会館1F おりひめプラザ TEL64-8725

※本籍地等に届けられたときは、住所地での手続きが必要となりますのでご注意ください。

※外国籍のお子様は、出生から30日以内に入国管理局で在留資格の手続きが必要です。